

第 59 回産業統計部会議事録

1 日 時 平成 28 年 8 月 8 日（月） 15:55～18:00

2 場 所 総務省第 2 庁舎 6 階特別会議室

3 出席者

（部 会 長） 川崎 茂

（委 員） 西郷 浩、河井 啓希

（専 門 委 員） 安倍 澄子、野見山 敏雄

（審議協力者） 野崎 和美、財務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、静岡県、
千葉県

（調査実施者） 農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課：春日課長ほか
農林水産省大臣官房統計部統計企画管理官室：齋藤管理官補佐

（事 務 局） 総務省：横山大臣官房審議官

総務省統計委員会担当室：山澤室長、吉野政策企画調査官

総務省政策統括官付統計審査官室：谷輪統計審査官、佐藤調査官ほか

4 議 題 「作物統計調査の変更について」

5 議事録

○川崎部会長 それでは、皆様、お集まりいただきましてありがとうございます。まだ定刻より 5 分余り前ですが、せっかくおそろいですので、早速、第 59 回産業統計部会を開催させていただきたいと思えます。

私は、産業統計部会の部会長を務めます川崎と申します。どうぞよろしく願いいたします。

今日は、皆様お忙しい中、委員、専門委員、それから審議協力者の皆様、御出席いただきましてありがとうございます。また、関係の府省の担当される方々にも御出席いただいております。ありがとうございます。

本日は、7 月 26 日に開催されました統計委員会におきまして、総務大臣から諮問されました「作物統計調査の変更」についての審議を行います。

これから約 2 時間ほどの会議となりますが、いろいろ御予定がおありの方もおられるかと思えます。万一この会議が延びた場合には、その時点で御都合がある方は退席していただいても結構ですので、どうぞそのつもりでよろしく願いいたします。

会議に入ります前に、最初に、審議をお願いしております委員、専門委員の皆様の御紹介をお願いしたいと思います。お名前は、出席者一覧の資料のとおりです。

それでは、恐縮ですが、それぞれ委員の皆様からこの名簿の順に沿いまして一言ずつ自己紹介をお願いしたいと思います。

では、まず、河井委員からお願いします。よろしいでしょうか。

○河井委員 慶應大学の河井と申します。この度は、こういう、今まで私、使ったことがない統計なのですが、非常に興味深いといえますか、重要な統計だと思いますので、審議の方にてできるだけ私のほかの統計から得たような知識を生かしていければと思いますので、よろしく願いいたします。

○川崎部会長 では、西郷委員、お願いいたします。

○西郷委員 早稲田大学の西郷と申します。よろしく願いいたします。

○川崎部会長 では、少し飛びますが、安倍専門委員、お願いいたします。

○安倍専門委員 この度、専門委員になりました安倍澄子と申します。日本女子大学で客員教授をしております。どうぞよろしく願いいたします。

○川崎部会長 ありがとうございます。

では、次に、野見山専門委員、お願いいたします。

○野見山専門委員 東京農工大学の野見山です。専門は農産物流通論です。よろしく願いいたします。

○川崎部会長 ありがとうございます。

それから、審議協力者として野崎様、お願いいたします。

○野崎審議協力者 全農の園芸総合対策部の野崎です。今回、審議協力者という形で出席をさせていただきました。よろしく願いいたします。

○川崎部会長 ありがとうございました。

それでは、この後、恐縮ですが、お座りになっている順番でお願いできますでしょうか。

○田中財務省大臣官房総合政策課調査統計官 財務省の田中です。よろしく願いいたします。

○粉川農林水産省大臣官房統計部統計企画管理官付調整第2係長 代理で参りました農林水産省の粉川と申します。よろしく願いいたします。

○荒川経済産業省大臣官房調査統計グループ統計企画室長 経済産業省の荒川と申します。

○内田国土交通省総合政策局情報政策課課長補佐 国土交通省、内田です。よろしく願いいたします。

○水野静岡県政策企画部情報統計局統計調査課課長代理 静岡県の水野と申します。よろしくお願ひいたします。

○川崎部会長 ありがとうございます。よろしくお願ひいたします。県の方から、静岡県からお越しいただいていると。よろしくお願ひいたします。

それから、こちらに参りまして、調査実施者の方からお願ひいたします。

○春日農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課長 農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課長、春日と申します。今日はどうぞよろしくお願ひいたします。

○川崎部会長 あと順にお願ひいたします。

○宮本農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課課長補佐 同課の課長補佐をしております宮本と申します。よろしくお願ひいたします。

○田村農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課開発係長 失礼します。農林水産省の田村と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

○齋藤農林水産省大臣官房統計部統計企画管理官付管理官補佐 農林水産省の齋藤です。よろしくお願ひいたします。

○川崎部会長 それでは、今度は事務局の方からお願ひいたします。そちらからですかね。

○吉野総務省統計委員会担当室政策企画調査官 統計委員会担当室の吉野です。よろしくお願ひいたします。

○谷輪総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 総務省統計審査官の谷輪と申します。よろしくお願ひいたします。

○佐藤総務省政策統括官（統計基準担当）付調査官 総務省統計審査官室の佐藤と申します。よろしくお願ひいたします。

○小日向総務省政策統括官（統計基準担当）付副統計審査官 同じく小日向と申します。よろしくお願ひいたします。

○山下総務省政策統括官（統計基準担当）付統計利用専門官 同じく山下と申します。よろしくお願ひいたします。

○川崎部会長 ありがとうございます。それでは、このようなメンバーで審議をお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

本日の部会審議ですが、これまでの統計委員会及びその部会で通常行っておりますような形式をとらせていただきまして、事務局の方で審査メモを事前に作成していただいております。それに沿いまして議論していきたいと思ひます。もちろん、これだけではカバ

一されていない論点もあろうかと思いますが、そのあたりはまた議論の中で適宜御発言をいただいてもよろしいかと思いますが、審議できる内容にも限度もありますので、そのあたりはその都度判断させていただきたいと思います。

それから、今回の諮問ですが、通常ですと基幹統計調査の変更に関する諮問ということですが、この作物統計につきましては、平成26年の3月に閣議決定されましたいわゆる第Ⅱ期の基本計画におきまして、未諮問基幹統計という扱いとなっております。つまり、近年あまり統計委員会で審議が行われていない調査であったということで、これについても特に品質評価の観点、必要性、充足性の観点から確認をすることとされております。この点につきましても審査メモの中に含めていただいておりますので、これは審査メモの冒頭の方で検討させていただきたいと思います。

それでは、早速、部会の審議の方に入らせていただきますが、まず、本日の配布資料、それから審議スケジュールにつきまして、事務局の方から説明をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○小日向総務省政策統括官（統計基準担当）付副統計審査官 それでは、議事次第に記載しております配布資料の一覧と照らし合わせながら資料の御確認をお願いできればと思います。

本日の配布資料につきましては、資料1としまして、統計委員会諮問資料。資料2としまして、統計委員会諮問資料の参考。審議関連資料としまして、資料3-1で審査メモ。資料3-2で審査メモで示した論点に対する調査実施者の回答。その他としまして、資料4-1で部会構成委員名簿。資料4-2で本部会の開催日程をお配りしています。これ以外に、A4横で右上に席上配布資料と記載した資料がありますが、これをお配りしております。これにつきましては部会終了後に回収させていただきますので、お持ち帰りにならず、卓上に置いたまま御退室いただければと思います。

ここまでの資料につきまして過不足等ありましたら、事務局までお申し出下さい。

それでは、次に全体の審議スケジュールについてですが、資料4-2を御覧下さい。

部会につきましては、本日を含めまして計3回の審議を予定しております。1回目となります本日の部会では、事務局から諮問の概要について説明をした後、審査メモに即して審議を行うこととしております。8月22日に予定しております2回目の部会では、本日の部会で宿題等があれば、それに対する調査実施者の回答の後、審査メモに即して残りの論点について審議を行うこととしたいと考えております。また、2回目の部会でおおむね審

議を終えたいと考えております。そして、9月16日に予定しております3回目の部会では、答申（案）の審議・取りまとめをお願いできればと考えております。また、8月25日に開催予定の統計委員会では、それまでの部会審議の結果を中間報告としまして、部会長から統計委員会に御報告いただき、統計委員会の場で指摘事項などがあれば、3回目の部会でその指摘事項についても併せて審議していただく予定にしております。そのような形で計3回の部会審議を経た上で、9月29日に開催予定の統計委員会に答申をお諮りし、答申を頂きたいと考えております。

なお、審議の状況によりましては、大変恐縮ではありますが、予備日として設定しております10月14日に4回目の部会を開催させていただくこととし、その場合につきましては、10月下旬に開催を予定しております統計委員会に答申をお諮りし、答申を頂きたいと考えております。

次に、部会での審議の進め方についてですが、初めに、事務局から資料3-1に沿って審査メモの審査状況や論点について簡単に説明をした後、資料3-2に沿いまして調査実施者から補足説明や論点に対する回答の説明等をしていただき、それを踏まえ、皆様方に御審議いただきたいと思いますと考えております。

なお、審議事項の一つとしております集計事項の案につきまして、本日の配布資料3-2の別添7という形でお配りしております。一部の集計事項につきましては、部会審議の中で御確認いただくこととしておりますが、事前に資料の内容を御覧いただき、その適否等について御検討いただいた上で、もし御意見等がある場合には、次回の部会前までに事務局まで御連絡いただきたいと思いますと考えております。この関係で御意見等を頂く期限などにつきましては、本部会の最後に改めて事務局から御連絡させていただきます。

事務局からの説明は以上になります。

○川崎部会長 はい、ありがとうございました。では、資料及び進め方についてはよろしいでしょうか。本日を入れて3回の部会審議を予定させていただいておりますが、予備日として、もし審議がさらに時間が必要ということになれば、もう1回、4回目を開くというような予定です。

それでは、早速、今度は諮問の概要につきまして御説明をお願いしたいと思います。説明の方は事務局から、佐藤調査官からお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○佐藤総務省政策統括官（統計基準担当）付調査官 はい、承知いたしました。

では、資料2を御覧いただければと思います。

まず、表紙をおめくりいただきまして、作物統計調査の概要についてですが、1ページを飛ばしまして、2ページの作物統計調査等の体系により御説明いたします。作物統計調査は、面積調査、作況調査、被害調査の3つの調査から構成されております。面積調査では、農業の生産基盤となる耕地や農作物の作付けの実態を明らかにするため、田畑別耕地面積や作物の種類別作付面積などを調査いたします。また、作況調査では、農作物の作柄の状況を明らかにするため、例えば水稻の作柄概況や予想収穫量などを調査いたします。さらに、被害調査では、台風などにより農作物に重大な被害が発生した場合に、そういった被害を受けた作物の面積などについて調査いたします。

中ほどの調査の対象及び方法のところですが、面積調査や作況調査におきましては、基本的に耕地面積や水稻は地方農政局等の職員又は統計調査員による実測調査を行う一方で、水稻以外の作物につきましては農協等の関係団体や工場に対する郵送調査により行っております。

なお、下の方ですが、一般統計調査である特定作物統計調査では、現在、そばやなたねを対象に調査を実施しております。この関係では、後ほど御説明する変更内容とも関係いたします。

こうした調査方法で得られた調査結果につきましては、おおむね調査実施から2か月あるいは3か月後に公表されております。

次に、3ページ、4ページに作物統計の利活用状況について整理しております。作物に関する基本となる調査ですので、いろいろ多岐にわたって利用されております。

まず、3ページですが、主として、作況調査のうち収穫量調査の結果が、食料・農業・農村基本計画における主要作物に関する生産努力目標の策定や達成状況の検証の基礎資料といった形で利用されております。

また、4ページですが、面積調査の結果が、「土地改良長期計画」の進捗・達成状況の確認や検証の基礎資料といった形で利用されております。

続きまして、5ページからは、本調査の変更事項について整理しております。まず、調査対象範囲の変更についてです。本調査の対象に、そば及びなたねを追加し、これに伴う調査票を新設するという事です。これについてですが、そば及びなたねにつきましては、平成22年に加えまして、平成27年の食料・農業・農村基本計画におきましても生産努力目標が設定されたことを踏まえたものです。この関係では、先ほど2ページのところで少

し触れさせていただきましたように、そば及びなたねにつきましては、現在、一般統計調査である特定作物統計調査で調査を実施しておりますが、今般の見直しに合わせて、作物統計調査の対象作物として調査を実施することとしております。

続きまして、6ページを御覧願います。調査時期の変更についてです。統計リソースの効率的な活用や報告者負担の軽減あるいは調査の簡素化・効率化を図る必要があることから、作付面積調査及び収穫量調査の一部の作物について、全国調査の実施時期を変更することとしております。また、下の図の※の1のところに記載しておりますが、全国調査実施年以外の中間年には、作物面積のおおむね8割をカバーする上位都道府県を対象に主産県調査を行いまして、その結果から全国値を推計することとしております。

続きまして、7ページを御覧いただければと思います。調査事項の変更についてです。変更する理由につきましては、先ほどの調査事項の変更と同様ですが、まず、変更内容の①といたしまして、麦類の作付面積調査において、えん麦及びらい麦の把握を廃止するとともに、小麦などの4麦についても子実のみ把握することとしております。また、変更内容の②といたしまして、茶の収穫量調査におきましては、茶種別の把握を廃止するとともに、茶期別の把握を年間計及び一番茶に変更することとしております。

最後に、8ページを御覧いただければと思います。前回（平成19年2月）の統計審議会の答申におきまして、「今後の課題」として、標本経営体に係る標本設計の検討と、調査に係る誤差情報の提供といった2つの課題が指摘されております。これらに対する農林水産省における対応状況についても、本部会で御確認いただくこととしております。なお、本調査につきましては、先ほど川崎部会長からもお話がありましたように、いわゆる未諮問基幹統計ですので、その重要性や必要性などにつきましても本部会で御確認いただくこととしております。

説明は以上です。

○川崎部会長 はい、ありがとうございました。

御覧のとおり、私自身もこれ、改めて御説明を聞きながら感じるのですが、非常に多岐にわたる作物についての収穫高あるいは作況を調査するというので、大変大きな調査ということですが、それについての変更の部分についての審議がこの部会の主な仕事ということになります。これまでの説明等をお聞きになって、もし何か御質問あるいは御意見等ありましたら伺っておきたいと思いますが、何かありますでしょうか。よろしいでしょうか。

では、また何かお気づきのことがありましたら、どうぞ自由闊達に御意見を頂ければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、今度は、個別論点の質疑の方に進ませていただきたいと思います。

たくさんの論点はあるわけですが、まず「未諮問基幹統計としての確認事項」というのが大きな入り口の課題としてありますので、これにつきまして事務局の方から説明をお願いしたいと思います。

○佐藤総務省政策統括官（統計基準担当）付調査官 はい、承知いたしました。

資料3-1の審査メモを御覧いただければと思います。第Ⅱ期基本計画におきまして、これまで統計委員会に諮問されていない未諮問基幹統計につきましては、社会経済情勢の変化等を踏まえまして、「品質評価の要素に沿った見直し状況や基幹統計としての重要性及び必要性の充足状況等について計画的に確認する」とされております。

具体的には、19ページ——クリップを外していただきますと、最初の方が審査メモ編で、添付しているものはカラー版が資料編みたいな形で付いておりますが、19ページに別添1ということで横バージョンの資料がありまして、具体的には19ページの別添1を御覧いただければと思いますが、作物統計調査はこの未諮問基幹統計に当たりますので、調査結果の利活用状況や調査対象作物の選定の考え方の確認など、4つの確認事項を審査メモの中で整理しております。

事務局からの説明は以上です。

○川崎部会長 はい、ありがとうございます。

では、審査メモの方にある確認事項に沿いまして、今度は農林水産省の方から御説明をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○春日農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課長 はい。それでは、私の方から、資料3-2のクリップどめされておりますもので説明をいたします。後ろの方には横紙で別添1と書かれている資料がございますが、これは必要に応じて説明をさせていただきます。

まず、資料3-2の1ページ目を御覧下さい。「未諮問基幹統計としての確認事項」です。

まず、確認事項1番といたしまして、行政施策上の具体的な利活用について、さらには行政施策以外での利活用状況について、また、3点目といたしまして有効活用が図れるような取組を行っているか、この点についての回答です。

まず、本調査結果につきましては、食料・農業・農村基本計画における生産努力目標の

策定・達成状況の検証、経営所得安定対策における畑作物の直接支払い交付金の交付単価の算定、農業災害補償制度により国が補填する損害の額の認定に係る資料などの各種行政施策に利用されております。また、行政施策以外におきましては、各種の研究におきまして10アール当たりの収量が比較対象とされるなど、農業に関する基礎データとして幅広く利用されております。また、国際比較可能な統計といたしましてFAOの統計がありますが、ここの作物ごとの収穫量のデータにも提供しているものです。本調査結果の有効活用が図られるための取組といたしましては、定期的に政策部局等と意見交換を行っております。また、調査結果につきましては、農林水産省のホームページにおいて国民に対し広く情報提供しているというものです。

横長の別添1を御覧いただきますと、どのような利活用がされているかという事例を載せております。ここは経営所得安定対策における直接支払い交付金の算定の例ですが、その交付単価の算定に当たりまして、10アール当たりの単収が使われているということです。

次に、資料3-2に戻っていただきまして、2ページ目を御覧下さい。次に、調査対象となる作物が適切に選定されているかということです。

回答といたしまして、本調査における選定基準におきましては、平成14年の答申に基づきまして、1つは、おおむね5年ごとに見直しが見込まれます食料・農業・農村基本計画に位置付けられている作物、②といたしまして、直近の生産額シェアが1%以上となる作物としておりまして、そのような作物を選定しているところです。その下段の方にそれぞれの選定基準が記されております。

3ページ目に、具体的な調査対象作物の一覧が載っております。畑作物については、水稲、陸稲、麦、大豆等の9品目。それから、飼料作物につきましては、牧草、青刈りとうもろこし、ソルゴー。野菜につきましては、キャベツ、きゅうり等、41品目。果樹につきましては、みかん、りんご等、14品目。花きにつきましては、切り花類計等、4類計で19品目です。それから、甘味資源作物で、てんさい、さとうきびの2品目が調査対象作物となっております。その他、一般統計で特定作物統計調査の方では、大豆以外の豆類、そば、なたね、こんにゃくいも、いぐさ等が調査対象作物となっております。

次に、めくっていただきまして4ページを御覧下さい。本調査の調査方法等です。先ほど総務省からも御説明がありましたが、一部の品目につきましては実測調査をしております。それ以外の実測調査を実施していない作物につきましては、郵送又はオンラインによる自計調査により実施しております。

まず、調査の回収状況です。回答の1番のところを御覧いただきますと、過去3年間の調査票の回収状況は、次の5ページに記されているとおりです。まず、関係団体におきまず有効回答率ですが、これは5ページの青色の部分です。おおむね90%から100%という形で高い回収率となっております。それから、農家等を対象とします標本経営体調査におきましては、こちらはオレンジ色でして、こちらの回答率は約50%程度の回収率となっております。それから、平成27年からオンライン調査を導入しておりますが、こちらについてはまだ初年度の結果ということで、非常に少ない低調な状況でありまして、その利用率は0~3%ということです。今後、オンライン調査の利用の向上に向けた取組をしていく必要があると考えております。

そのオンライン調査の推進に当たりましては、2番のところに記載しておりますが、27年産調査においては、ID・確認コード及び操作ガイド、こういったものを同封いたしまして、協力へのお願い等の冊子を入れておりました。残念ながらそれだけではなかなか利用が少なかったということで、28年調査におきましては、その操作ガイドを、16ページとなっていた、少しボリューム感が大きかったものですから、4ページに簡素化しまして、また、調査票本体にもオンライン回答が可能であるという文面を追加する等により、更に推進をしてまいりたいと考えております。

次に、6ページ目を御覧下さい。本調査の調査方法につきましては、従前は、全ての品目について職員による実測調査とJA等の関係団体への面接調査によって実施しておりました。しかしながら、「行政改革の重要方針」等に基づく大幅な人員削減がありまして、これに対応するためには効率的な調査手法にする必要がありましたので、平成18年度の統計審議会で御審議いただきまして、原則として郵送又はオンラインによる自計で実施をしているということです。しかしながら、一部の品目におきましては、調査の性格上、実測による必要があるというものは実測で行っているというものです。

下に※で1、2、3、4とゴシック体で書かれているものがありますが、これが実測調査を実施しているものでして、耕地面積調査と水稻の作付面積統計ですね、それから2番目の水稻の作況調査、3番目の被害応急調査、それから4番目の共済減収調査、この4項目につきましては実測で調査を行っているところです。

次に、6ページの下段の4番のところでは、結果の公表について適切に実施されているかということです。

まず、調査の公表実績につきましては、7ページに記載されているとおりでして、過去3

年の実績を一覧で載せております。白抜きになっているものは公表予定時期の期限以内に公表されているものでして、全体の約85%が期限以内に公表しております。残りの青色になっている部分が公表予定時期を若干遅れて公表したものでして、これにつきましてはおむね1か月以内に調査結果が公表されているということで、今後とも引き続き適切な結果公表となるように努めてまいりたいと考えております。

なお、遅れて公表されている理由ですが、作物ですので、当該年の気象状況によって収穫時期が遅れる場合もあります。また、調査時期もそれに伴って遅れる場合があります。また、行政部局との間で動向の分析等に多少時間がかかる場合もありまして、そういったことが遅れている主な理由ということです。

以上です。

○川崎部会長 はい、ありがとうございました。

ただ今の御説明、いわゆる未諮問基幹統計についての確認ということですが、これは審議の冒頭ということで、特にこの作物統計調査が基幹統計調査であるので、その基幹統計調査としての基本的な重要な要件を満たしているかということの確認と受け止めていただけたらと思います。その観点からすると、その調査の意義、役割の重要性はきちんとその後も変わっていないか、あるいはユーザーのニーズに対する充足性はあるか、あるいは品質が確保されているか、あるいは結果の公表がタイムリーに行われているかといったことが論点に挙げられているかと思えます。そのような観点からの論点と、それに対する御回答ということでした。

そのような点の確認を我々としてはしていくこととなりますが、委員、専門委員、審議協力者の皆様から御質問、御意見等がありましたらお願いしたいと思えます。では、よろしく願いいたします。

○野崎審議協力者 よろしいですか。

○川崎部会長 どうぞ、お願いいたします。

○野崎審議協力者 5ページの資料3-2ですが、こちらに25年、26年、27年とそれぞれ収量調査が品目別にあります。年による変動が大分大きい印象があるのですが、例えばみかん、25年の団体調査85.5%、26年が87.8%、27年が86.9%と一気に上がっていく。こういう背景がどんなところにあるのかを少しコメントいただきたい。野菜で見ますと、下から3行目、夏秋物で84.7%、95.0%、92.9%という数字になっています。結構大きなぶれが出ている背景にはどんな理由があるのでしょうか。

○春日農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課長 お答え申し上げます。回収率につきましては、基本的には年度ごとを追ってそれほど大きな変動がないというのが実態なのですが、品目によりまして、既に全国調査年と主産県調査年がある品目があります。野菜とか果樹とかがそうなのですが、主産県調査の年は主産県の団体だけに聞いておりますので、非常によい回答率になる傾向があります。一方、全国調査年で団体に調査をかけますと、非主産県のところの回答率が、どうしても主産県に比べて重要性が少し乏しいといえますか、そういうこともありまして回答率が少し低い傾向が見られます。まずは主産県と非主産県との調査を実施しているかどうかによりまして変動が見られます。

それからもう一つは、この調査に当たりましての母集団の情報なのですが、農林業センサスの結果から母集団を選定しております。母集団が新しいときは回答率が高い傾向がありますが、これ、5年間でだんだん年数がたっていきますと、栽培をやめたとか収穫・出荷をやめたとかというところが出てきて、回答率が下がってくるような傾向も見られます。そういったことが要因ではないかと考えております。

○野崎審議協力者 はい、ありがとうございます。

○川崎部会長 よろしいでしょうか。

ほかにはいかがでしょうか。西郷委員、お願いします。

○西郷委員 公表の時期に関して、気象条件等によって若干遅れるものがあるということだったのですが、利用者の側から特に支障——不可抗力なものでしょうがないということだと思っておりますが、利用者の側からそういう公表の時期が遅れるということについて何か支障があったというようなことは、今まで特にないと理解してよろしいですか。

○春日農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課長 私の耳には、遅れて困りましたというお話は聞いておりません。

○西郷委員 分かりました。

○川崎部会長 ほかにいかがでしょうか。どうぞ、お願いします、河井委員。

○河井委員 先ほどと同じ5ページの回答率についてですが、青い部分については1つだけさとうきびが低くなっていますが、これは下の脚注の2のところで大きなところと小さなところで回答率が違うということで、理由はよく分かるのですが、だとすれば、茶色いというか、黄土色の標本経営体調査のところの低いところがあったり高いところがあったりするのですが、こういうところは小さいところは拒否するとかという一定の傾向とかというものはあるのでしょうか。

○春日農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課長 さとうきびにつきましては注意書きに記載してあるとおりで、小さな製糖工場、特に鹿児島県の含蜜糖の工場が、家庭で搾っているようなそういった工場が多くて、回答率が少し低いような状況があります。

それから、果樹、それから野菜等ですが、こちらについては2010年世界農林業センサスにおきましては栽培しているかどうかしか聞いておりませんので、面積なり収穫・出荷の状況について聞いておりませんので、標本で当てたときに「もうやめました」というような、そういう回答が見られるということで、有効回答率が下がっているような傾向も見られております。

○河井委員 拒否されるどころというのは何か傾向があるのかという。

○春日農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課長 特段、どういったところが拒否しているかどうかということについては、少し私どもも把握はできておりません。

○河井委員 回答率というのは数ですね、調査客体数に対する回答者数だと思うのですが、例えば生産量、面積の全体の割合、面積ウエートというか、全体の大きなところはほとんどとれているから、回答率がさとうきびでも低く見えますが、そんなに大きな問題はないというようなことがあるのだとすれば、茶色いところの回答率が低いところはあつたとしても、小さいところばかりで、全体のウエートとしては小さいのだから無視できるとか、何か安心できる傾向があれば良いなと思ってお聞きしたのですが。

○春日農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課長 さとうきびについてはおっしゃるとおりでして、大きな工場におきましては回収率は高いと認識しております。標本経営体の方が必ずしも大きいところの回収率が高いかどうかというのは、少しそこまで我々は検証できておりません。

○河井委員 なるほど。

○春日農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課長 この有効回答率が低くなっている理由が、先ほど申しましたが、「もう作らなくなりました」ということで返ってくるものが含まれていまして、それが結構な比率になっていると認識しております。

○川崎部会長 ほかにはいかがでしょうか。あるいはこれに関連してでも結構ですが、どうぞ、野見山専門委員。

○野見山専門委員 オンライン調査を推進されているようなのですが、インフォーマントにとってこのオンライン調査を選択するというメリットは何なのでしょう。

○春日農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課長 システム上で入力が入力が全て完結い

たしますので、郵送、郵便物として送り返す必要がないということと、あとは、回答は24時間できますので、いつでもできるというメリットもあるかと思えます。

○野見山専門委員 多分、IDを入れたり確認コードを入れたりという結構面倒な作業があって、まだまだ書面による郵送の方がインフォーマントにとっては統計を出しやすいという状況があって、こういうふうには回答率が低いのではないのでしょうかね。その辺、何か改善の方向、また、方法みたいなものはあるのでしょうか。

○春日農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課長 回答率が低いものは野見山先生おっしゃるとおりでして、やはり慣れている紙ベースでの回答の方が慣れているということが最大の要因かと思えます。セキュリティーの関係で、どうしてもIDとかパスワードとか、こういったものは一定程度やはり入れていただく必要があるわけですが、操作環境をより誰でも操作できるようなものを、分かりやすい体系をお伝えしていくということが、当面、私どものやれることかなというふうには思っております。

○川崎部会長 よろしいですか。

○野見山専門委員 はい、ありがとうございました。

○川崎部会長 安倍専門委員、いかがでしょうか。

○安倍専門委員 今、私もオンラインのことを質問しようと思ったのですが、その問題と、今まで紙ベースで回答していたものがITを通じてやるようになりますと、データの信憑性とかその辺で、以前少し市場化関連でほかの調査の委員をやっております、最初の頃、その辺の問題点が結構出てきておりますので、その点ではこちらの方ではどうなっているのかなというのをお聞きしたいと思えます。

○春日農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課長 前年の数字等が分かるような形で、当年産の数字も比較しながら入力できるようなシステムにはなっていると認識しております。また、上がってきた数字そのものの審査ですね、これはもちろん我々が行っております。

○安倍専門委員 今後はこちらの方向にしていこうということですか。

○春日農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課長 そうですね。経費的に見たときには、オンラインの方が安くなるということですね。

○安倍専門委員 かなり安いですよね。

○川崎部会長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。どうぞ、お願いします。

○野崎審議協力者 同じくオンライン調査なのですが、従来、関係団体調査においてオンラインを活用するということがありますが、今後は、標本経営体調査においてもオンラインを活用してこの有効回答率を上げるという方向はどのようにお考えなのでしょうか。

○春日農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課長 まずは団体で一定程度の普及が進むように努力をするということが先決だと思っております、当然、各家庭においてもパソコン等はもう入っている時代にはなりつつありますので、将来的には標本経営体等も視野に入れて検討はしていくことになるかと思えます。

○川崎部会長 どうですか。

○野崎審議協力者 はい、ありがとうございます。

○川崎部会長 ほかにはいかがでしょうか。では、私からも1点だけ。先ほどの5ページ目の有効回答率の関係なのですが、これは、こういう調査で回答率を高めていくことは御苦労がおりるところは特に世帯、農家世帯といった小さな規模のところには難しいところがあると思います。先ほど河井委員も御指摘になった茶色のところは、私も気にはなっているわけです。だから、この部分、引き続き高めていただく努力をしていただきたいと思えます。ただ、おのずとできるところにも限界はあるということも承知しながらのことです。そこで、1点お尋ねと、こういうことができないかなというようなことでの話なのです。1つは、これは基幹統計調査ですので、法律上は回答の義務があるということになります。そうすると、これはあまり拒否というのが大手を振ってまかり通ると、これまた法令上の問題も少しあるかなとも思うのですが、そのあたりの実態はいかがでしょうか。私のイメージですと、農家の方は結構素直に応じられるのかなと思いつつも、そうでもないような姿が見えるので、少し気になりました。このあたり、回答義務の伝え方はどんなふうになっているのかなと思えます。あんまり義務があるからといって押しつけることは非常に抵抗感が生まれるからやりにくいところはあるのですが、どんなふうにされているかというのをお尋ねしたいのが1点です。それから、回答率が低くても、この場合、恐らく単位面積当たりの収穫量の平均値を出す指標ということですので、総量を把握するときの漏れとは少し影響の度合いが違ふだろうと思えます。そうはいつでも標本の偏りを生む可能性はあるわけで、そのあたりのところを今後、もう少し分析していただく必要があるのではないかなと思ったりもしているのですが、そのあたりのところのお考えについて少しお聞きしたいなと思うのですが。

その2点ですが、いかがでしょうか。

○春日農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課長 まず1点目の回答の義務があるということのお知らせですが、調査票そのものには確か記載していなかったような気がします。ホームページ等ではQ&Aという形でお知らせはしているかと思います。あまり義務ですよということを前面に出してやりますと、かえって拒否反応をされてしまうおそれがあるのかなと思っております。

それから、回答率を上げていくことですが、やはりまずは母集団をしっかりしたものにするのが、いわゆる空振りをなくすということが多分大事なことだろうと思っております。2015年農林業センサスにおきましては品目ごとの作付面積等も聞くような形にさせてもらいましたので、特に野菜とか果樹とか個別の品目についてはかなり母集団はよくなったのかなと期待はしております。

○川崎部会長 分かりました。そうすると、この有効回答率はあくまでも当てたところの回答であって……。

○春日農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課長 ええ、有効回答のあったところですよ。

○川崎部会長 現実にはその作物を作っていないというものも含まれたパーセントになっている分だけ、その分、低く見えるということもあるという御趣旨なのですね。

○春日農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課長 そうですね、はい。

○川崎部会長 はい、分かりました。いずれにしても母集団情報も改善されるということですし、また、この回答率を高める努力は引き続きされるということですので、その点は是非期待したいと思います。

ほかにはいかがでしょうか。大分私の方で勝手にいろいろお尋ねしてしまいましたが、よろしいでしょうか。

それでは、一応、この項目についての審議といたしましては、未諮問基幹統計として4点ほどの確認をさせていただいておりますが、いずれも基幹統計調査として必要な要件を満たしているとみなして良いかというような観点からの確認事項であると思いますが、この確認事項につきまして、一応のこれまでの御説明をお聞きいただいた限りで、この点で御了承いただいたというふうに考えたいと思いますが、よろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。

それでは、この点につきましては御了承いただいたということで、先に進ませていただきます。

それでは、この次からは、論点としまして作物統計調査の変更について、個別の論点についての確認ということになります。これにつきましては、まず、事務局の方から幾つか確認事項を出していただいておりますので、その論点に沿って審議いただきます。

では、まず、事務局の佐藤調査官の方から御説明をお願いしたいと思います。

○佐藤総務省政策統括官（統計基準担当）付調査官 はい、承知いたしました。

では、資料3-1の2ページを御覧いただければと思います。2の「作物統計調査の変更」の（1）の「調査対象の範囲の変更」について御説明させていただきます。

そば及びなたねにつきましては、これまで一般統計調査である特定作物統計調査におきまして調査を実施しておりましたが、今回の変更計画におきまして本調査の調査対象作物に追加することとしております。また、この追加に伴い、なたねの収穫量を把握する調査票を新設することとしております。これにつきましては、本調査の調査対象作物に係る選定基準を踏まえるものであることなどから、おおむね適当であると考えておりますが、本調査と特定作物統計調査との関係の確認など、2つの論点を整理しております。

事務局からの説明は以上です。

○川崎部会長 はい、ありがとうございました。

それでは、この事務局の方から提示されております論点1、2につきまして、農林水産省の方からお答えをお願いしたいと思います。

○春日農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課長 はい。資料3-2の8ページを御覧下さい。調査対象範囲の変更で、今回、そば及びなたねにつきまして本調査の対象作物に追加をするということです。

まず、本調査と特定作物統計調査とのすみ分けですね、どのような形で行われているかということですが、本調査におきましては、先ほども説明をいたしました、食料・農業・農村基本計画において生産努力目標が定められた作物を対象としております。一方、特定作物統計調査の対象品目ですが、これは関税割当制度の対象となっている品目、それから農業共済の対象となっている品目、それからその他生産振興対策上数量等の把握が必要な品目、こういったものが調査対象となっているところです。

それから、9ページです。平成22年にそばとなたねにつきましては基本計画の生産努力目標の対象となったということですが、今日まで特定作物統計調査において調査していた理由ということですが、そば及びなたねにつきましては、平成22年の基本計画において初めて生産努力目標が設定された作物です。その時点におきましては、どの程度生産の拡大が

図られるのか、あるいはその次の平成 27 年の次期基本計画以降も対象作物になるのかどうか、不透明な部分があったということで、その辺の状況を慎重に見きわめる必要があるという判断から、すぐに作物統計調査の方に移行するのではなくて、暫定的に一般統計調査であります特定作物統計調査の対象として調査を実施してきたところです。

生産努力目標が策定されまして、国の支援も行われるようになりまして、面積についてはどちらの品目も順調に増加をしております。9 ページの下の方に表が載っておりますが、平成 22 年以前の平成 21 年産を基準にいたしますと、そばにおいては 4 万 5,400 ヘクタールから 5 万 8,200 ヘクタールに増えておりますし、なたねにつきましても 607 ヘクタールから 1,630 ヘクタールに増加しているということで、生産拡大が順調に進んでいると。さらには、平成 27 年の基本計画におきましても、引き続きそば及びなたねにつきましても生産努力目標が設定されたということです。それから、経営所得安定対策の対象作物にも位置付けられているということです。他の作物と同様、これは作物統計調査の対象作物として取り扱って調査をすることが妥当と考えた次第です。

以上です。

○川崎部会長 はい、ありがとうございました。そばとなたねについての追加の論点を 2 点ほど挙げて説明いただいたというわけですが、それでは、ここで審議に入りたいと思います。これまでの論点を中心とした御説明につきまして、何か御質問、御意見等ありますでしょうか。もし特に御質問、御意見等がないようでしたら、念のため私の方からお尋ねしてみたいのですが、このそば、なたねがこれまでは特定作物統計調査という一般統計調査で調査されていて、これからこの計画変更によって基幹統計調査として実施されるということになるわけですが、そうなってくると、この系列は特に断層とかいうこともなくつなげてくるだろうか、それとも、例えば把握率がよくなってぐっと数字が上がるだろうかとか、どんな感じで想定されておりますかね。

○春日農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課長 特段、段差はできないものと思っております。聞く項目も調査対象も基本的に同じですので、そば及びなたねについては全県調査を一応かけておりますので。

○川崎部会長 はい、分かりました。基本的には精度が上がるだろうが、特に断層が感じられるようなものではないということですね。はい、分かりました。

どうぞ。

○安倍専門委員 作物統計調査でも全県調査を実施するのですか。

○春日農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課長 はい。

○安倍専門委員 あ、そうですか。

○川崎部会長 少し余談ながら、なたねの表を見ながら私は考えていたのですが、この10アール当たり収量というものは随分動くものなのですね。平成27年度はものすごく高いですね。これはやはり何か増産の効果があったのでしょうかね。

○春日農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課長 なたねにつきましては天候にやはり大きく左右されやすいということで、あとそれから、収穫時期を誤りますと畑に落っこってしまって、収穫期でうまく収穫できないような状況もあります。なたねにつきましても規模拡大が結構進んでおりまして、以前は九州の鹿児島とか、あるいは離島ですね、こういったところが主産地だったのですが、最近では北海道の水田地帯で転作としてなたねが一面に植えられたりとか、そういったことで、栽培もそういった大規模のところは非常に真面目にやっていますので単収も高いという傾向があると思います。

○川崎部会長 分かりました。そういったことが傾向としてこの統計から読み取れるということですね。はい、ありがとうございました。

それでは、この論点につきましてほかに何かありますでしょうか。もし特にないようでしたら、では、この論点につきましてはおおむね妥当であるというふうに御理解いただいていると考えますが、よろしいでしょうか。はい、ありがとうございました。では、この論点につきましてはおおむね妥当であるというふうに整理をさせていただきたいと思えます。ありがとうございました。

それでは、次の論点に進ませていただきたいと思います。今度は、2番目は調査周期の変更ということです。これにつきましてもまた佐藤調査官の方から御説明をお願いしたいと思います。

○佐藤総務省政策統括官（統計基準担当）付調査官 はい、承知しました。

資料3-1の3ページから4ページ、5ページにわたりますが、(2)の「調査周期の変更」について御説明いたします。

今回の変更計画では、一部の作物につきまして作付面積調査及び収穫量調査の全国調査の調査時期を変更することとしております。その具体的な変更状況につきましては、4ページの図2に整理しております。例えば陸稲ですと、作付面積調査が毎年から3年周期の実施、あるいは収穫量調査ですと毎年から6年周期の実施で変更することとしております。これらにつきましては、報告者負担の軽減等の観点からおおむね妥当と考えておりますが、

全国調査の調査周期の考え方の確認など、3つの論点を整理しております。

事務局からの説明は以上です。

○川崎部会長 はい、ありがとうございます。

それでは、事務局の方から提示されました論点の3つにつきましてを中心としまして、説明をお願いしたいと思います。では、農林水産省、お願いいたします。

○春日農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課長 はい。まず、資料3-2の10ページを御覧下さい。まず、論点1です。調査周期の現行の考え方及び変更後の考え方についてです。上の図2の現行の調査体系を見ていただきますと、作付面積調査におきましては、野菜と花きですね、これについては既に3年に一度の周期年調査になっておりまして、それ以外の作物は毎年行っておりました。収穫量調査におきましても、かんしょ、飼料作物、野菜、花きについては3年周期で、果樹、茶については5年周期でということで調査をしておりました。今回、まず面積調査におきまして、3年周期の対象品目を陸稲、かんしょ、飼料作物にも拡大するとともに、果樹と茶につきましては毎年調査をしておりましたのを6年周期に変えるものです。

まず、その主産県の選び方ですが、作付面積の8割を占めるまでの都道府県等に対しては、主産県調査として毎年今後も調査を行っていきたいと考えております。その調査結果の取りまとめが次回の全国調査に反映できるのがその2年後になるということですので、3年周期で調査を行うのが最も反映した結果を踏まえて調査ができると考えておきまして、現行の野菜、花きもそのようなことで行っております。それから、果樹と茶につきましては永年性作物でして、こちらについては、一度植付けますと長い間にわたって同じ場所で収穫が続くということですので、周期をかなり長くしても特段問題ではないと判断をしておきまして、6年周期という形で設定をさせていただいたところです。

11 ページに果樹と茶の栽培面積の推移が載っております。おおむね前年比98%から100%の範囲ぐらいで、大体一定の比率で面積が減少しているのがほとんどの品目ということです。これは、高齢化等によって廃業される生産者がどうしても一定程度出てくるということで、面積については微減傾向がずっと続いているということです。

それから、収穫量調査の方につきましては、従来、陸稲につきましては毎年実施しておりましたが、これを6年周期に、それから、果樹と茶については5年周期から6年周期に変更したいということです。これにつきましては、3年周期を6年周期等に変更した場合におきましても、主産県においては毎年調査を実施するということに加えまして、中間年

における3年目には面積調査の全国調査が実施されるということですので、そこで面積のリセットがなされるということですので、3の最小公倍数である6年という形に周期を設定させていただいたところです。品目ごとの調査周期につきましては、統計リソースの関係もありまして、特定の年に全国調査が集中しないように、11ページの下のような割り振りを現時点では考えておりまして、何らかの年で全国調査が実際にどれかの品目で行われるような形にしたいと考えております。

それから、次の12ページです。まず、調査周期を変更した場合の精度の確保が保たれるのかということと、それから、生産努力目標の検証に当たって特段問題はないのかということです。まず、主産県調査年におけます全国値の推計は、12ページの中ほどに記載してあるとおりでして、主産県の変動率をもちまして全国値を推定するような手法でやることにしております。

これによってどの程度差が出てくるのかというのをシミュレーションしたものが、次の13ページと14ページに載っているものです。13ページを少し御覧いただきたいと思いますが、まず、陸稲ですが、これは、作付面積を毎年調査から3年周期に、収穫量調査を毎年調査から6年周期に変える予定のものです。表の数字が3行にわたって載っております。まず、公表値の数字は、これは過去6年間におけるこれまで公表してきた数字です。その2行目に推定値というのが載っておりますが、これは仮に主産県調査に移行した場合を想定しまして全国値を推計した数値です。3行目の赤でくくっているところがその対比ということですので、陸稲を見ますと、一番差が大きいのが25年産の収穫量の103.3%、それから26年産の収穫量の103%というのが一番大きな数字になっていまして、これでも3%程度です。陸稲につきましては面積の減少が非常に激しい品目でして、21年産では作付面積3,000ヘクタールありましたが、直近の27年産では1,160ヘクタールというところまで下がっておりまして、こういった変動の大きい品目におきましても3%程度の差にとどまっているというものでございます。それから、同じようにかんしょを見ていきますと、一番下の対比のところを見ていきますと、おおむね2%程度、それから、少し飛びまして果樹のところを見ますと、みかんとぶどうの例が載っておりますが、この2品目につきましてはほとんど99%から100%の間におさまっているところです。野菜につきましてもおおむね100%近辺で、プラスマイナス1%程度になっていると。

それから、14ページに花きのデータが載っておりますが、こちらについては1%から2%程度の差になっております。

以上の結果でして、12 ページに戻っていただきまして、回答の 2 番のところの 4 行目ぐらいからですが、作付面積が急減している陸稲であっても 3 % 程度であり、変動の少ない果樹や茶については 1 % 未満、その他の作物においても、畑作物・花きで 1 ~ 2 % 程度、野菜で 1 % 未満ということになっておりますので、その差は小さいものと考えております。

それから、3 番のところですが、調査周期を変更する作物について誤差がシミュレーションされたわけですが、これが他の統計にどういった影響を及ぼすかということも検証してみました。農業産出額への影響を試算したところ、耕種部門で見ても 0.5 % 程度、畜産を含めた産出額全体で見ますと 0.3 % となっているということでした、GDP に占める農業の割合が約 1 % 程度であることを考慮しますと、産業連関表等の加工統計にはほとんど影響はないものと思っております。

めくっていただきまして、14 ページの下の表が農業産出額への影響試算を行ったものです。これは前提条件といたしまして、最大の誤差があったものを入れ込んで、それでなおかつ全ての品目が主産県調査になった場合という、その最大限の場合ということで試算をしてみたものです。実際には一部の品目は全国調査に必ずなりますので、この差はもっと小さなものになるものと考えております。

以上です。

○川崎部会長 はい、ありがとうございました。

それでは、調査の周期の変更ということで御説明いただいております。これにつきまして御質問、御意見等がありましたらお願いしたいと思います。はい、お願いいたします。

○野崎審議協力者 果樹については、高齢化・老齢化が大分進んでいて、茶もそうでしょうが、廃園の面積が拡大していると思うのです。この 22 年から 27 年の数字というのが 11 ページにあります。この 6 年間の動きを見ても、みかんで 22 年対比で 27 年の数字を見比べてみますと 91%、日本なしで 88%、くりで 90% というふうに 6 年で 1 割落ちるといふ減少です。ではこれからの 6 年で同じ比率かということ、多分、高齢化はもっとスピードが進んでいますから、15%とか、場合によっては 20%とかという減少率になってきたときに、6 年ごとの統計と主産県調査でどれくらいまでカバーできて、誤差がどれくらいの範囲でおさまるのか。今までの 6 年間の誤差以上にかいてしまうということはないのでしょうか。その辺はどのようにお考えなのでしょうか。

○春日農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課長 統計を取らない県の推計につきましては、先ほど 12 ページで説明したとおり、主産県の減り方を非主産県にも当てはめて

いって全国値を推計するというやり方です、主産県が減れば、当然それに比例して非主産県も減るだろうという推計のもとに調査を行いますので、一定程度の幅で変動している範囲におきましては全国値はそれなりの精度で出せるものと思っております。

○野崎審議協力者 主産県以上に非主産県の方が減少率が大きくなるのかなという印象なのですが、その辺の影響はそれほど出ないと見ているのですか。

○春日農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課長 8割方は毎年調査をします、残りの2割をどう推計するかという方法になりますので、確かに野崎審議協力者がおっしゃる懸念はあるかとは思いますが、推計方法とすれば先ほど申したような方法しか考えられないと思っております。

○川崎部会長 そうすると、要するにほかにそれ以上に良い仮定が思い当たらないということなのでしょうかね。主産県も非主産県も同じような率で下がっているだろうという前提で計算する以上に良い仮定が思い当たらないので、これ以外に今のところはないということ。

○春日農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課長 はい。果樹につきましてはもう既に5年に一度の調査になっておりまして、それでこのような数字が出ているもので、既に主産県調査化はしておりまして……これ、済みません、面積は毎年行っておりますけど。

○野崎審議協力者 毎年行っていたものを6年に延ばすことによる影響がどれくらい出るのかなという心配があります。

○春日農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課長 この11ページの表を見ていただきますと、年変動で大きな変動になっていないということは、毎年ほぼ一定の比率で減少していると言えるのではないかとことです。

○野崎審議協力者 はい、分かりました。

○川崎部会長 どうぞ、安倍専門委員、お願いします。

○安倍専門委員 少しあれなのですが、例えば、このみかんは全部温州ですか。

○春日農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課長 はい。

○安倍専門委員 それで雑柑は入ってないのですね。

○春日農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課長 ええ、はい。

○安倍専門委員 りんごも、品種改良、挿し木して変えていきますよね。そうすると面積は変わらないですけど、収量に変化は、品目を変えていったときですね、結構その動きは

あると思うのですが、その辺は問題はないのでしょうか。収穫量と品種との関係について、少しよく分からないのですが。

○春日農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課長 当然、品種が変わっていけば単収水準は変動いたします。果樹につきましては、新しい品種が開発されても、急に年間でいきなり何百ヘクタール、何千ヘクタールと変わっていくことは恐らくない。徐々に変わっていくということだと思います。単収については、結果樹面積というのを別途把握しておりまして、それから推計するということをしておりますので、大きな誤差にはならないと思っております。

○安倍専門委員 少しそれは先ほどから気になっていたので、すみません。

○春日農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課長 はい。

○川崎部会長 ほかにはいかがでしょうか。お考えいただいている間に、私も1つ、今の質疑応答を伺いながら少し感じたことなのですが、13ページの表を拝見しますと、私の直感や誤解があるかもしれませんが、赤で枠囲みがしてあります対比というところを見ると、わりと、特に面積のところ、あるいは収穫量のところもそうなのですが、100%を超えている場合が多くて、100%を切っている方が少ない感じがあるのですね。ひょっとすると、何か推計値というものはどうしても実際の公表値よりも高目に出る傾向があるのではないかなどという疑いを持ってしまうわけです。誤差が小さいから実際はそんなに気にすることでもなく、結局、要するに実用上困るかどうかというのが私は問題だと思うので、これだからいけないというつもりで言っているわけではないのです。先ほど野崎審議協力者がおっしゃったように何か減る傾向が、非主産県では主産県よりも大きく減っているから、その分、推計でやった分だけ少し多目に出るという傾向でも出たりしているかなと思ったりしたのですね。ですから、もしもっとよい仮定があるならば、その仮定の置き方で改善できたらなお良いと思います。ただ、では何か実際に良い仮定があるかといったら、私も思いつかないわけなのですが、そのあたりはこれを実施していただきながら引き続き工夫していただいたらというのが私の感想なのですが。

○春日農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課長 はい。確かにおっしゃるような要因というか、原因で100%を超えているのが多いというのも、考え方としてそういうのもあると思っております。非主産県の推定の仕方をどうするかということにつきましては、少し私も良い案は持ち合わせておりませんので、主産県から推計をするというのがもっともらしいやり方ですので、当面はそれでやらせていただきまして、もっと良い方法が見

つかってくれば、そちらの方法も検討はしてみたいと思っております。

○川崎部会長 いかがでしょうか。大きな視点は、要するにこれぐらいの誤差が利用者にとって許容できるかどうかというようなことと私は思いました。細かく使う人から見れば大きいと言われるかもしれないけど、これぐらいだったら今の日本経済の中に占める農業生産であれば支障はないのかなという、農林水産省からの御説明には私は一応納得したという感じなのですが、いかがでしょうか。

○河井委員 1点だけ。

○川崎部会長 はい、お願いいたします。

○河井委員 同じく13ページのシミュレーションの表で、茶と牧草については、主産県調査年が3年置きか、ほかは全部埋まっているのですが、主産県調査年でさえも行わないというのは理由が何かあるのでしょうか。

○春日農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課長 この13ページの表で数字が埋まっていないものは、既に主産県化……。

○田村農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課開発係長 すみません、牧草と茶に関しては、牧草のところの注意書きの※のところ少し記載しているのですが、東日本大震災の関係で全国値の現状の公表値がない年がありまして、比較が少しできないものがあったので、そこを三つ点という形で示しておりますので、実際は何もなければ普通に通常推計値で公表させていただいています。

○河井委員 すみません、きちんと見ていませんでした。

○田村農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課開発係長 失礼しました。

○川崎部会長 もう1点だけ参考までに教えていただきたいと思うのですが、主産県は作付面積が80%になるところまでということですが、そのようにすると、作物によって違うかもしれませんが、県の数がおよそどれぐらい減るものなのでしょうか。47県に対して、例えば10県ぐらいになると相当効率が上がるわけですね。作業効率は。事務効率は。それが80%取っても大して変わらないのであれば、実は80%にする意味があんまりないということでもあるのですが、直感的な感じで結構なのですが。

○春日農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課長 例えば果樹の中でいきますと、みかんとかりんごについては、これは少数の県でも8割を超えてしまいます。なしのように全国わりと均等に作られている品目は、8割に行くまで一定程度の県の数が拾われるという形になります。野菜等につきましては、法律で指定産地という要件がありまして、

そこの指定産地が含まれる県についてはやはり毎年やる必要があると判断していきまして、野菜については主産県でも90%以上が拾われてしまうので、野菜については合理化の効果は小さいのですが、果樹については一定程度の効果が見られると思っています。

○川崎部会長 効率化の程度は本当に作物の特性によって皆違うというところではあるが、全体として見ればかなり効率性が上がるということですね。はい、分かりました。

それでは、以上のような御説明ですが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、この変更につきましてはおおむね適当ということで整理させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。

それでは、次の論点に進ませていただきたいと思います。次は、報告を求める者の変更という項目ですが、特に標本経営体における標本設計の変更というところに入らせていただきたいと思います。

それでは、また佐藤調査官の方から御説明をお願いいたします。

○佐藤総務省政策統括官（統計基準担当）付調査官 はい、承知いたしました。

資料3-1の審査メモの5ページから6ページの（3）の「報告を求める者の変更」について御説明いたします。

まず、審査メモ5ページのアの「標本経営体調査における標本設計の変更」についてです。今回の変更計画では、前回の平成19年2月の統計審議会の答申における「今後の課題」に対応しまして、水稻以外の作物に関する収穫量調査におきましては、標本経営体に係る標本設計の見直しを行うこととしております。これにつきましては、これまでの実査から得られた情報を踏まえまして、5ページの中ほどに記載してありますとおり、目標精度の設定や標準誤差率の算出を行うなどして調査対象数を設定することとしており、おおむね適当であると考えておりますが、利活用等を踏まえまして、必要かつ十分な標本設計となっているか検討するため、標本設計の見直しの具体的な変更内容の確認など、3つの論点を整理しております。

次に、審査メモの6ページですが、イの「花き調査における標本設計の変更」についてです。花き調査につきましては、これまでの有意抽出から、他の作物と同様の標本設計に変更することとしております。花きにつきましては、これまで一定規模以上の集出荷団体等を対象としておりましたが、今回、他の調査対象作物と同様に、集出荷等への全数調査と農業経営体への標本経営体調査に変更することとしております。これにつきましては、調査の正確性の向上等の観点から適当であると考えております。

事務局からの説明は以上です。

○川崎部会長 はい、ありがとうございました。

それでは、これにつきまして論点が3点ほど挙げてあるかと思えます。それを中心に農林水産省の方から御説明をお願いしたいと思います。

○春日農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課長 はい。資料3-2の15ページを御覧下さい。まず、論点の1番です。標本設計の見直しについて、具体的な変更内容がどうなのかと。精度の確保面でどうなのかということです。

まず、回答の1番ですが、前回答申におきまして指摘を受けている部分でして、これまで平成19年以降におきましては、母集団につきましては2010年世界農林業センサスや2015年農林業センサスの結果を母集団に反映するというようなことを行ってまいりました。それから、調査票の回収率ですとか実績精度ですね、こういったものについても確認・検証はしてまいりました。

今回の具体的な標本設計の変更の概要です。2番のところです。まず①といたしまして、母集団を関係団体以外へ出荷した農家に絞り込むということで、関係団体調査との重複を解消したいと思っています。それから②といたしまして、調査対象数の選定を誤差情報に基づいた選定にして、標本配置を適正化したいと。それから③といたしまして、農林業センサスでの作付面積データを活用した階層区分にするということで、対象地域の平均単収を的確に推計すると。それから④といたしまして、重複が解消されますので、10アール当たりの収量の決定方法を明確化するということになります。後ほど別添2-1以降の資料も御覧いただきたいと思っております。

まず、15ページの(1)の母集団の変更です。こちらにつきましては、次のページに行きまして、16ページですが、2015年の農林業センサスのリストにおきまして、農協に出荷しているのか、あるいはその他の団体に出荷しているのか、あるいは個別に出荷をしているのかというようなことが分かるような仕組みになっておりますので、これを標本経営体調査のときに考慮したいということで、標本経営体を選ぶ際に、農協等の団体のみに出荷をしているのを排除したいと思っております。当然のことながら両方に出荷をしているというような経営体もあると思っておりますが、ここで調べるのは10アール当たりの収量ということですので、推計結果に大きな影響を与えるようなことにはならないのかなと思っております。それから、調査時点におきまして、農林業センサス実施のときには農協には出荷をしていないという位置付けがあったとして、標本経営体の調査対象に仮になって調査

をしたときに、「いや、今は農協にしか出荷していません」みたいな、そういうことになるケースもあります。そういう場合においては、調査票の状況から排除をすることが可能なような仕組みになっております。

それから、17 ページです。目標精度と調査対象数です。経営体の調査におきましては、平成 19 年の調査から初めて標本調査を導入したという経緯もありまして、単収等の誤差情報に関するデータが十分なかったということで、目標精度は設定していませんでした。また、そのため、抽出率につきましては、5%という決め打ちの抽出率等で調査対象数を計算しておりました。今回におきましては、まずは品目ごとの全国の調査精度を作物ごとに2%から3%程度と設定いたしまして、その精度が確保されるように都道府県ごとの調査精度を決めていって標本数を選定していきたいと考えております。選定基準といたしましては、時計文字のⅠ区分から時計文字のⅣ区分に4ランクに分けて、まず、全国の収穫量の8割を占めるまでの都道府県を第Ⅰランクに、同9割までの間のを第Ⅱ区分に、99%までを第Ⅲ区分に、100%になるのを第Ⅳ区分と設定し、それぞれ目標精度を3%～5%、5～10%、10～15%、15～20%という形に設定をしたいと考えております。関係団体の調査が全数調査であるということから、誤差が生じないということを踏まえまして、まず標本経営体の標準誤差率を選定するというやり方で、団体のシェアを考慮して標本経営体の標準誤差率というものをまず求めて、その上で、実績精度がありますので、実績精度を基に必要な有効回答数を求め、さらに有効回答率等を考慮いたしまして調査対象数を決めるというやり方を考えております。

18 ページに算定例を載せております。この例では、団体のシェアを50%と仮定したときに、目標精度が5%で団体シェア50%、その場合には標本経営体分の標準誤差率は10%でいいと。さらに、実際の実績精度が12%と仮定すれば、10%より精度が悪いものですので、必要有効回答数を10ではなくて14選ぶ必要があると。さらに、有効回答率が55%ということ考虑すれば、14ではなくて25の調査対象にする必要があると、こういった計算をしたいと思っております。

それから、18 ページの(3)です。階層区分ですが、2010年の世界農林業センサスにおきましては、露地や施設別の面積の把握といったものが省略されて、それから品目別の面積も分からないような状況でした。

次に、19 ページに行きまして、こうした品目別の状況で、作付面積や露地や施設別の状況というものは非常に重要な情報であるということにおきまして、2015年農林業センサス

ではその辺が拡充されまして、作物別に露地・施設別に面積等が把握できるような状況になりました。これらの状況を母集団情報として活用いたしまして、露地と施設別で階層区分を設けまして標本の抽出をしたいと考えております。品目によりまして2～3倍程度から4～5倍程度、露地と施設では単収水準が違うということですので、この情報は結構重要な情報だと認識しております。

それから、19ページの(4)です。10アール当たりの収量の決定方法です。従来は、団体シェアが8割以上の場合には団体調査結果を使っておりまして、8割未満の場合には標本経営体調査の10アール当たり収量を採用すると。どちらかを採用するというようなことを行っておりました。

20ページに行きまして、今後は、真ん中辺であります。まず、標本経営体の部分については、関係団体のみに出荷した農家を除外するというので、重複部分が解消されるということにして、団体調査結果の10アール当たり収量と標本経営体によって導き出された10アール当たり収量を作付面積等で案分いたしまして、両方の結果を踏まえて10アール当たりの収量を出したいということです。計算例が20ページの下の方に記載しておりますが、この例では、団体の10アール当たり単収が200キログラムで、標本経営体の10アール当たり収量が180キログラムだった場合とで、それぞれ面積が団体1,000ヘクタール、非団体が400ヘクタールした場合に、それぞれウエート配分をいたしまして、④のところでは都道府県計の10アール当たり収量を194キログラムにするというような計算結果が載っております。

次に、21ページです。変更後の結果精度です。先ほどから説明いたしました誤差情報に基づく標本配置や農林業センサスデータを用いた階層区分を行うということですので、これまで行ってきた10アール当たりの収量の算定方法に比べまして、精度については一定程度の改善が図られるものと見込んでいます。

それから、次に2番のところですが、まず、目標精度はどのような考え方に基いてやるかということです。既に一部の水稻とか茶につきましては目標精度を設定しているところですが、表が載っておりますが、水稻については非常に高い精度が求められると。需給に直接影響されるので高い精度が求められるということで、実績精度では0.15%程度の実績精度になっております。茶につきましては、そこまでの精度は必要ないということで、2%前後の精度に収まっております。今回、新たに目標精度を定める作物につきましては、茶も生産努力目標の選定品目ですので、茶の実績精度が2%であるということ踏まえ

して、茶よりも重要な麦とか大豆とか、それから野菜とかみかん、りんご、こういったものについては茶よりも高い精度を保てるように1%~2%、その他の作物については茶と同程度の2~3%程度を確保するというようなことを目指しているところです。都道府県別の目標精度の配分につきましては、先ほど説明したとおりです。

それから、22ページに移りまして、まず、報告者数がどう変化するかということです。現在、作物統計と特定作物統計調査を合わせまして、標本経営体におきましては約7万3,600の調査客体に対して調査を行っておりました。これが、先ほどから説明しております計算式に基づきまして計算をいたしますと7万3,100になるということで、若干の微減ということで、報告者負担は従前と同程度と考えております。なお、花き調査におきましては、従来は一定規模数以上のものを調査対象としておりましたが、ほかの作物と同様の調査方法に変更したいと考えておきまして、団体については全数調査、これによって約200程度の調査対象数が増えるということで、収穫量調査も200ほど増えると考えておりますが、全体としては同程度の中に収まっていると考えております。

以上ですが、別添の1枚めくっていただいて2-1のところでは、今まで申しましたところをポンチ絵的に整理したものです。

それから、別添2-2、3ページ目ですが、こちらにおきましては、各都道府県への区分配置と、それから目標精度、それから団体シェア等を考慮した場合に、算出例として標本経営体の標準誤差率がこのようになりますというような計算の手順等を示したものが2-2です。

それから、別添2-3ですが、こちらについては、現行の調査対象数と今後の調査対象数の数字等について結果の表示をしております。

以上です。

○川崎部会長 詳しい御説明ありがとうございました。

それでは、これから質疑応答に入りたいと思いますが、各委員、専門委員の方々、いかがでしょうか。はい、お願いいたします。

○西郷委員 御説明どうもありがとうございました。2点あります。

1つは、標本の設計が大分変更される形になって、見かけ上は、推定算式自体は単収掛ける面積というので実はあんまり変わってないように見えるのですが、標本の抽出の仕方が確率比例抽出に変更されるということで、ばらつきの評価の式は全然変わるというような格好になります。ですから、その情報がきちんと提供されるのであろうと思いますが、

きちんとそういう標本設計の変更に伴ってばらつきの評価が変わりますという情報が提供されるのかというのを確認したいというのが1点です。

あともう一つは、資料3-2の15ページの大きな2番の(1)の「母集団の変更について」というところなのですが、ここでおっしゃっている母集団は、標本経営体調査の母集団が変更されるという意味であって、作物統計調査全体の母集団が変更されるという意味ではないと理解しているのですが、そういう理解で構わないのですか。作物統計調査の母集団は、この(1)のすぐ下に記載してある「農林業センサスに基づく母集団は、農林業センサス結果において調査対象作物を作付けした全ての農家」というのが作物統計調査の対象母集団であって、ただし、団体等にだけ出荷しているようなものに関しては、標本経営体調査の守備範囲の中に含めてしまうと重複が生じるので、標本経営体調査の母集団としては団体だけに出荷している経営体は除くと、そういう理解でよろしいですか。だとすると、この(1)の「母集団」はもう少し限定をした方がよくて、このままだと何か作物統計調査の母集団全体が変更されるのではないかというように読まれてしまうような感じがするのですが、少し私の理解が間違っていれば指摘いただきたい。

その2点です。

○春日農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課長 まず、1点目の標本抽出の仕方が変わるということの情報につきましては、調査結果の報告時に分かるような形で情報を提供していきたいと思っております。

それから、15ページの母集団のことですが、先生のおっしゃるとおり、標本経営体を選定する際の母集団ということの理解で良いと思います。

○西郷委員 はい、分かりました。

○川崎部会長 ありがとうございます。

いかがでしょうか、ほかに。お願いいたします。

○野崎審議協力者 作物別作付面積について、露地と施設に分けて調査をするということだ精度を上げるということだと思っておりますが、近年、露地野菜において加工業務用の作付けが拡大しております。国の加工業務用の補助事業などを使って拡大していますが、同じ家計消費向け、量販店向けの作付体系と比べますと、加工業務用は大玉生産ということで、単収も従来の作付体系から比べますと1.3倍とか1.5倍くらいに収量が上がるような指導をしておりますが、そういったものについてはどのようにこの調査に反映をされていくのかお尋ねしたいと思います。

○春日農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課長 まず、作付面積の規模別で標本を選んでいくということを行いますので、それから露地と施設別ということにして、加工業務用に出荷をしているかどうかということは、我々、母集団の情報には持っておりませんので、そういう視点で選定をすることは現状はできません。例えば加工業務用ですと大規模に生産されている生産者が多いと思うのですが、そういったところについては一定の標本数が当たるような形になりますので、結果、単収の算定の結果の中にはそういった加工業務用をやっている大規模層の情報も付加された形で 10 アール当たり単収が算定されるような形にはなると思っています。

○野崎審議協力者 今後、関係団体の方の調査においても加工業務系の作付けが増えてくると思うのですが、その場合、調査票は分けがけができるような調査様式になっているのですか。

○春日農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課長 出荷量の部分につきましては、出荷量の内訳として加工向けと業務向けというのが内訳として把握できるような調査票になっておりまして、ここについては今後も団体については行っていく予定にしております。

○野崎審議協力者 単収については、その平均になってくるわけですね。

○春日農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課長 そういうことですね、はい。単収を別々に聞いているような表にはなっておりません。

○野崎審議協力者 標本経営体については、加工業務を中心にやっているか否かは全く把握できず、単収についての差がそこで大きく表れてくるという可能性が大きいということが言えるわけですね。

○春日農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課長 経営体によりまして単収水準には結構ばらつきがあるものと思っております。そのばらつきが大きくなれば標準誤差率が変わってきますので、標本数が一定程度増えていく傾向にはなりますので、そういった形で考慮はされていくことにはなると思っていますが、個々の農家が加工業務用向けかそうでないかの判断はできないということです。

○安倍専門委員 調査事項になっていないですね。

○春日農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課長 はい。

○安倍専門委員 ですから、それは、今、要求しても無理だと思いますけど。

○野崎審議協力者 分かりました。

○川崎部会長 よろしいですか。今のお話を伺いながら感じることは、1つの農家が加工

用に提供するのと一般の市場に出すのがミックスの度合いが時期によって変わったりすることもあるかもしれないので、加工用専用に作っている農家もあるのかもしれない。そこら辺がどう変化するのが、私は農業の素人なのでよく分からないので、ある時期、加工用中心でとったとしても、そのうち出荷方針を変えたりすることがあるかもしれないと思うと、なかなか情報として取るのも難しいかもしれないなという感想を持ちました。そういう情報があったらまたより精緻になるのかもしれないと思うのですが、なかなか現実としては難しいということなのかなと受け止めました。

ほかにはいかがでしょうか。はい、どうぞ、お願いします。

○河井委員 今回、目標精度を設定して誤差情報に基づく標本配置を行うということなのですが、標本誤差を計算する上では標準偏差情報も使うと思うのですが、標準偏差は外れ値の影響を強く受けると思うのですが、外れ値の処理はどうされているのでしょうか。これはどの統計にも言えると思うのですけど。

○田村農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課開発係長 外れ値といった明確な基準を設けているわけではありませんが、審査の段階で、例えば調査票で明らかに記入が間違っているとか、そういうものは審査をして必要があれば照会をしたりして補完をすとか、通常そういう処理をしています。

○河井委員 どうですかね、どんな程度なのかって。実際、違いがあるって先ほどもおっしゃっていましたが、収量に違いがあると思うのですが、記入ミスとかだったら良いのですが、選ばれた標本がそういう特殊なサンプルで、そのサンプルの外れ値があったとしたら、その影響でサンプル数が多くなってしまふとかというようなことは一般的にあり得ると思うのですが、何か外れ値に対する処理というのが標準的な処理方法とかというのが共通化されているか。多分どこも共通化してないのですかね。

○川崎部会長 すみません、これは少し私の感想を申し上げるのが良いかどうかと思いつながら申し上げますと、多分、これって一番大きな視点は単収の問題ですよね。そうすると、単収が極端に 10 アール当たり相当に高いとかいうものは恐らくエラーの可能性が高いのではないと思われるので、極端に大きい方に裾の長い分布になるということはあんまり考えにくいと思うのですね。逆に低い方は結構あり得て、面積はあるけど、全然取れませんでしたというようなものがあり得ると思います。しかし、下はゼロより下はマイナスはありませんから、そういう意味で、あんまりこのケースについてすごく外れ値が大きく問題になるかなということ少し疑問な感じを持っていますが、それはむしろデータを御覧

になっているところの方がよくご存じなので、私の言うことは直感なので、外れているかもしれませんが。

○田村農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課開発係長 そのとおりです。先ほど少し発言もあったように、加工向けだったりとか、例えば施設だったりとかによって、結構、単収って何倍とか違ってくる場合がありますので、一概に外れ値として除外するのが本当に平均を取るときに良いのかというのがあります。あと、今度、ある程度作付面積の情報を活用して面積の大きさに比例して標本を抽出するようにしていきますので、例えばよほど小さい農家で特殊な作り方をしていたとしても、ある程度そこは面積ウエートがかかってくることになるので、その辺で全体の平均をとったときにはエラーでなければそれほど大きな影響というものは出ないのではないかと見込んでいるところです。

○河井委員 そうですね。そうあってほしいですけど。

○田村農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課開発係長 はい。

○河井委員 層化することによってそういう影響が小さくなってくると期待はできるんですけど、人それぞれどういう書き方をしているかどうかも少し分からないので、本当であれば、例えば統計量ですね、尖度という指標を使って外れ値を検出するとか、何かそういうのを統計的に調べてみて、外れ値があるかないか、層化したときにそういうものが出てこないかというのをチェックされるというのにも必要なのかもしれないですね。

○宮本農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課課長補佐 あと1点、少し特殊なのが、やはり作物の場合、上下については2シグマまでとかそういう範囲ではなくて、被害とかがあった場合は極端に収穫量、単収が少なくなることもあり得るし、極端に少ないからこれを除外というのなかなか難しいところがありまして、そこはいろいろな被害情報とかも含みながらある程度妥当性を検討していったって単収を決めざるを得ないところもあると。単純に集計した部分をそのまま使うのではなくて、その結果が果たして妥当かという検証はやりながら確定していく必要があると思っております。

○川崎部会長 なかなか難しいところですね。あんまり高いところが外れ値だといって除いていくと、今度は逆に丸め過ぎた値が出てくるところがある。データが誤っていなければ一応は入れ込んで扱うというのが恐らく原則であるでしょう。極端に高いときには、では、それを例えば今後、層別推計するときにもまたそういうグループだけ1つ別の層を作って推計するとかいうことは、標本設計の改善としてはあるかもしれないと思うのですが、なかなか事前の情報でどこまでできるのかなというのが難しいところがあるかもしれませ

んね。

○春日農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課長　まずは今回は露地と施設、これ、数倍、単収水準が違いますので、まずはそこを階層の1つに設けてやれば、今まで行っていたやり方よりは平均収量の出し方はより精度の高いものに向かっていくのかなとは思っております。

○川崎部会長　よろしいですか。

○河井委員　はい。

○川崎部会長　ということで、大きな区分での露地と施設ということでの区分けがあるので、その部分での改善は見込めるだろうということは大事なポイントであるなど感じました。

ほかにはいかがでしょうか。お願いいたします。

○野見山専門委員　22 ページに調査対象数はほとんど変わらないということです。そうになると、統計リソースのことを言われるのですが、それについてはあんまり寄与せずに、今回の標本設計の変更は平均単収をより明確にしていくということが大きな目標だということだと理解してよろしいでしょうか。

○春日農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課長　22 ページの表は全国調査を行った場合の標本数として見積もっております、先ほどから申しあげましたように、一部の品目については主産県調査がされますので、その部分の都道府県分の標本は確実に減っていくということで、リソースの有効活用にはつながっていくものと思っています。

○野見山専門委員　それは、どの程度リソースは有効活用されるのですか。

○春日農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課長　資料3-2の11 ページの下の表にある調査周期で行うようにしております、オレンジ色の部分が全国調査年を行う品目、それから黄色のところは面積だけが全国調査年、それ以外の三角は主産県調査という形になりまして、29年以降、この様式が認められればかなりの品目が主産県化されるということですので、その部分の品目については2割相当の県が落ちていくということで、我々にとっては、これがどの程度の標本数になるのか計算しておりませんが、大きな効果はあるものと見ております。

○野見山専門委員　ありがとうございました。

○川崎部会長　今の野見山専門委員の御質問にフォローするような格好で、私も少し追加でお尋ねします。少しくどいようかもしれませんが、22 ページの標本設計のところの全国

標本数は、標本調査を行う限りにおいてはほとんど差がないということで、調査対象数はほぼ同じだが、精度は工夫によって向上していくということが聞きたいのです。これが1点。それからもう一つは、しかし、全体のオペレーションの効率性の向上、その11ページの方の周期の見直しを行っていくことで効率性も向上するであろうということです。いろいろ今の段階で数字を把握するのも難しいところがあるのかもしれませんが、先ほど私がお尋ねしたこととも関連するのですが、例えば8割の主産県だけを調べると、一体それは県の数にして、あるいは調査対象の数にしてどれぐらい減るものなのだろうかというのを、試算でも結構なのですが、直近の時点で参考までに出していただくと、今の野見山専門委員の効率性がどれぐらい変わるのかというお答えになるのかなと思います。今すぐでなくても結構ですが、この次でも、もし可能でしたら、概算値でも結構ですからこんなイメージというのを示していただくと、少し理解が深まるのではないかと思います。いかがでしょう。

○春日農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課長 分かりました。11ページの表に、例えば平成29年であればどの程度の標本数になるのかということは、少し試算をして、お示しできるような形にしたいと思っております。

○川崎部会長 ほかにはいかがでしょうか。

それでは、一応、現段階での集約に入らせていただこうと思います。今回の標本設計の変更は、いろいろ工夫をされて、調査対象数としては全国規模ではそう変わりませんが、一定の標本の精度の向上は期待できると考えられます。ただ、標本設計の変更に伴いまして、誤差情報といいますか、分散などの情報についてはよりきちんと把握する必要もあるということで、そういったものの提供もしていただきたいという御意見がありました。そのようなことも含めての判断として、この変更でおおむね妥当であるというふうに結論付けたいと思いますが、よろしいでしょうか。はい、ありがとうございました。

それでは、これで今の標本設計の変更のところまで審議が終わりましたが、この次は23ページ目の「報告を求める事項の変更」ということで、個別の調査事項の変更となります。ちょうどここで区切りもよろしいですし、時間もちょうど終わりに近づいてまいりましたので、ここで本日の審議は終了させていただきたいと思います。

ということで、本日の議論も含めて、また何かありましたら次回御審議いただけたらと思います。最後に、次回開催につきまして事務局の方から御説明をお願いしたいと思います。お願いいたします。

○小日向総務省政策統括官（統計基準担当）付副統計審査官 はい。それでは、次回の部会につきましては、8月22日（月曜日）の16時から、本日と同じこちらの会議室で開催いたします。本日冒頭でもお話しいたしましたが、集計事項の案につきまして、御意見、御質問、その他次回の部会において審議に必要な資料等がありましたら、準備の関係がありますので、今週の12日（金曜日）までにメール等により統計審査官室まで御連絡をお願いいたします。

また、本日お配りしている資料につきましては、次回以降の部会におきましても審議資料として利用いたしますので、忘れずにお持ちいただきますようお願いいたします。

なお、委員、専門委員の皆様におかれましては、もしお荷物になるようでしたら、資料をそのまま席上に置いていただければ、事務局において保管をし、次回の部会に席上に御用意させていただきます。

事務局からは以上になります。

○川崎部会長 はい、ありがとうございました。

それでは、本日の部会審議を終了させていただきます。大変効率的な審議、御協力ありがとうございました。では、終了いたします。